

コミュニティ活動備品貸出要領

(趣旨)

第1 この要領は、地域コミュニティ活動の推進を図るため、東久留米市が財団法人自治総合センター（以下「自治総合センター」という。）のコミュニティ助成事業により整備した物品（以下「備品」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出備品)

第2 貸出しを行う備品は、別表のとおりとする。

(貸出料)

第3 備品の貸出料は、無料とする。

(貸出の対象)

第4 備品の貸出しを受けることのできる者は、東久留米市内に所在し、東久留米市へ「自治会設立届」及び「自治会現況届」を提出した自治会等（以下「団体」という。）の代表者とする。

(使用の申請及び許可)

第5 備品の貸出しを受けようとする団体は、貸出しを受けようとする日の2週間前までに、コミュニティ活動備品使用申請（承認）書（様式第1号）を生活文化課長へ提出しなければならない。

2 生活文化課長は、前項の申請を受け付けたときは、その内容について審査し、適当と認めた場合は当該備品の使用期間が他の団体と重複していないことを確認の上、当該団体にコミュニティ活動備品使用申請（承認）書（様式第1号）により通知し備品を貸し出すものとする。

(使用の方法)

第6 使用の許可を受けた団体（以下「使用団体」という。）は、物品を適正に管理し使用するものとする。

2 使用団体は、備品を他の目的に使用し、若しくは他に転貸し、交換し、担保に供してはならない。

(貸出期間)

第7 備品の貸出期間は、5日以内とする。ただし、返却期限が東久留米市の休日を定める条例（平成元年3月31日条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

2 使用団体は、備品を使用した後、ただちに原状に復して返還しなければならない。

(使用の取消等)

第8 生活文化課長は、必要があるとき又は団体等が次の各号のいずれかに該当するとき

は、使用条件を変更し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) この要領の規定に違反したとき。

(2) その他やむを得ない事由が生じたとき。

(遵守事項)

第9 コミュニティ活動備品を紛失、損傷した場合、使用中に事故が発生した場合及び申請内容に変更があった場合は、速やかに市長に報告すること。

2 使用団体の故意又は過失によりコミュニティ活動備品を紛失又は損傷した場合は、その賠償を負うものとする。

(補則)

第10 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成23年1月17日から施行する。

別表（第2条関係）

コミュニティ活動貸出備品一覧

備品名	数量	申請方法等
映像機器	1組	○申請期限：貸出しを受けようとする日の2週間前まで
内訳		○申請書：コミュニティ活動使用申請・承認書
プロジェクター	1	○提出先：市民部 生活文化課
スクリーン	1	○使用料：無料
パソコン	1	※ 但し、申請が重複した場合は、調整を行います。
延長ケーブル	1	
スピーカー	1	
音響機器	1組	○申請期限：貸出しを受けようとする日の2週間前まで
内訳		○申請書：コミュニティ活動使用申請・承認書
ワイヤレスアンプ	1	○提出先：市民部 生活文化課
ワイヤレスマイク	3	○使用料：無料
		※ 但し、申請が重複した場合は、調整を行います。